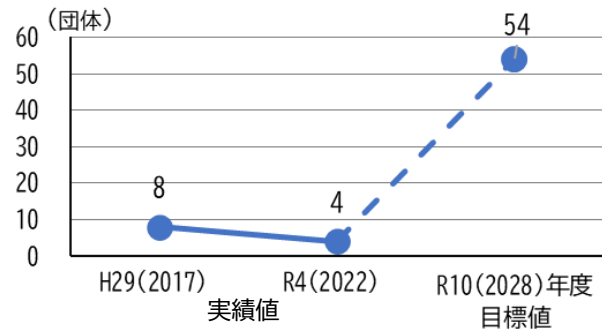


3 安全で安心して暮らせるまちづくり

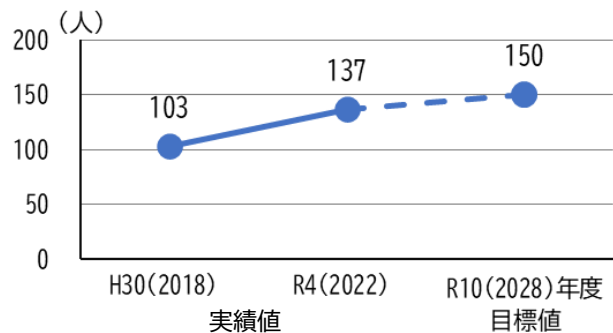
住民が安心して暮らし続けられる安全な町をつくる

数値目標

◇数値目標3(1)
防災訓練を実施している
自主防災組織の数



◇数値目標3(2)
防災士資格者数



基本的方向8 地域防災の充実

- 具体的施策 16 防災体制
- 具体的施策 17 避難行動支援
- 具体的施策 18 消防・救急体制

基本的方向9 日常生活の安全確保

- 具体的施策 19 防犯・交通安全



具体的施策 16 防災体制

関連する条例・分野別計画等 王寺町地域防災計画／第2期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

目指す姿

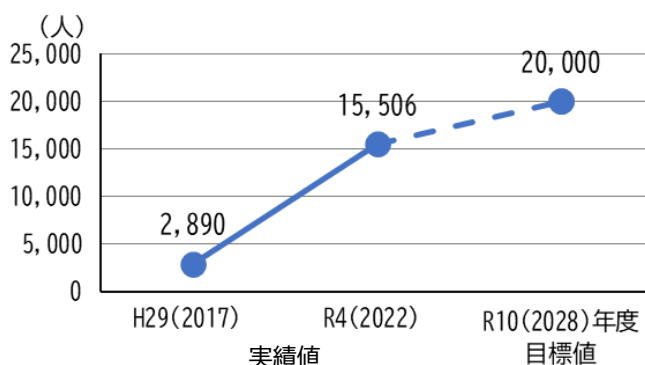
住民とともに作る災害に強い安全・安心なまち

住民一人ひとりの防災に対する意識の醸成が進み、自らが取り組む自助、自主防災組織や防災士ネットワークの活動を通じて地域の人同士が助け合って取り組む互近助・共助、危機管理体制の整備等行政が取り組む公助が、互いに補い合うことで、災害による被害を最小限に抑えられるまちになっています。

重要業績評価指標 (KPI)

◆KPI8-1

「王寺町安全・安心メール」及び「LINE 公式アカウント」登録者数



現状と課題

●地域を守る「自助・互近助・共助」

近年、線状降水帯による集中豪雨などにより災害が激甚化し、各地で甚大な被害が発生しています。王寺町でも平成29(2017)年の台風21号に伴う豪雨災害で大和川、葛下川が溢水し、家屋等の浸水被害が発生しました。今後、南海トラフ地震の発生による被害も想定される中、被害の規模が大きくなるほど、公助による対応は限界に近づくことから、「自助・互近助・共助」を通じた地域との連携により、町全体で防災力を向上させる必要があります。

町では地震・風水害・土砂災害に備え、災害危険箇所や避難所をまとめた防災ハザードマップの各戸配布やWeb版ハザードマップの公開、防災情報等を配信する「安全・安心メール」等への登録促進に取り組んできました。本町では令和5(2023)年4月現在、49の自主防災組織が設立されています。組織による活動を活性化するため、複数の自主防災組織で連携して防災訓練などを実施することが重要です。

令和2(2020)年2月に町内在住の防災士による「王寺町防災士ネットワーク」が設立されました。今後、実効性のある避難訓練を実施するため、自主防災組織の強化を図るとともに、地区防災計画の作成や個別避難計画(※)の作成を進める必要があります。

※個別避難計画：災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者など一人ひとりの具体的な避難経路、避難先等を定める計画。令和3(2021)年の災害対策基本法の改正により計画作成が市区町村の努力義務とされた。

●公的防災力の向上

災害発生のおそれがある際には、緊急速報メール(エリアメール)(※)や町の「安全・安心メール」、「LINE」等により防災情報・避難情報を住民に伝達しています。また、防災の拠点である「いずみスクエア」の周辺を防災ヘリコプターが離着陸できるヘリポートやマンホールトイレ、断水時に飲料水として使用できる応急給水栓などを備えた防災公園として整備を進めています。

※緊急速報メール(エリアメール)：国や地方公共団体が配信する災害・避難情報など緊急性の高い情報を特定エリアの携帯電話やスマートフォンに一斉配信するもの。

町では大阪府柏原市、河内長野市、熊取町、滋賀県湖南市、奈良県市町村と災害時の相互応援に関する協定を締結しています。協定をより実効性のあるものにするため、平時からの連携に取り組む必要があり^{あり}ます。また、王寺町社会福祉協議会が中心となって、災害発生時に支援が必要な人と支援を行うボランティアをつなげる仕組みを構築する必要があります。

大和川流域において、浸水被害対策の総合的な推進のため、特定都市河川浸水被害対策法(※1)の改正後、令和4年5月に全国で初めて「流域水害対策計画(※2)」が策定されました。現在「大和川流域水害対策計画」に基づき、大和川では、国により、全体掘削量約25万m³の河道掘削、5か所の約100万m³の遊水地(※3)整備などの対策が進められています。

※1 特定都市河川浸水被害対策法：著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律。

※2 流域水害対策計画：特定都市河川流域における計画対象降雨が生じた場合の浸水被害を防止するための浸水被害対策等を定める計画。

※3 遊水地：河川水位の上昇を抑えるため、洪水を一時的に堤防の内側に貯留する施設。

葛下川では、奈良県により、前田橋付近の川幅を拡幅する護岸整備が進められています。また、葛下川のJR和歌山線鉄橋から大和川合流部(出合橋)までの溢水対策(嵩上げ)として、植栽柵等の設置を国や県と連携して進めています。さらに、内水被害対策として、町が事業主体となり、葛下3丁目に葛下内水対策貯留池の整備を進めています。

近年の気候変動による異常気象への対応及び南海トラフ地震等により、亀の瀬狭窄部の河道閉塞が発生した場合の対策などを、引き続き国や県に強く要望することが必要です。

町内のため池については、令和3(2021)年度に「防災重点ため池(※)」40箇所を選定し、水利組合と連携して定期的な点検を行う「ため池パトロール事業」を実施しています。

※防災重点ため池：水害やその他災害により決壊した場合、周辺地域に被害を及ぼすおそれがあるとして一定の基準により選定した農業用ため池。

具体的な取組

◆ 地域主体の防災の取組

・「自分の命は自分で守る」意識の醸成

防災の専門家や災害経験者等を講師とした防災講演会や防災教育の実施、広報紙への防災特集記事の掲載などを通じて、非常用持出袋の常備や災害が発生した際の対処、避難行動のイメージ等について定期的な周知に取り組みます。防災拠点施設である「いずみスクエア」では、町の災害に関する歴史や防災グッズの展示を行い、児童・生徒の防災教育の場として活用する等、「自分の命は自分で守る」意識を高めます。

・自主防災組織への支援

自主防災組織が主体となった地区防災計画の作成の支援に努めるとともに、防災に関する研修会等の活動サポート、地域の防災倉庫や資機材の整備に対する支援を引き続き行います。また、災害が発生した際に迅速かつ効果的に活動が行えるよう、「王寺町防災士ネットワーク」を通じて地域の防災士と自主防災組織の連携を図るとともに、組織運営に関する講習会の開催をはじめ地区自治連合会等、大きな単位での自主防災組織の連合体の結成に向けての支援を行うなど、自主防災組織の強化を図ります。

・実効性のある防災訓練の実施

災害が発生した際の住民一人ひとりの具体的な行動や、地域におけるそれぞれの役割の確認を目的として、個別避難計画を活用した実効性のある防災訓練の実施を支援します。また、地理的な状況や災害の種類に応じた避難訓練のほか、大規模な災害を想定し、関係機関と連携した町全体の総合的な訓練を定期的実施します。

・安全確保に向けての支援

住宅・建築物の耐震診断・改修に対する支援を引き続き行い、耐震化を促進します。

また、危険なブロック塀等の撤去に対する補助制度の継続により、地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を促進します。

◆ 公的防災力・危機管理体制の充実

・避難所機能の強化

避難者のニーズや想定避難者数に対応できる避難所の感染症への配慮及び管理運営体制を確立するとともに、定期的な見直しに取り組みます。また、自動車での避難やテント設営等、さまざまな避難形態に対応できるよう、場所の確保や指定を行うとともに、ハザードマップを更新し周知を行います。また、デジタル技術を活用した安否確認や、AI顔認証による避難所受付等の研究を行います。

・防災情報等の伝達手段の充実

「安全・安心メール」、「LINE」の公式アカウント登録を促進するとともに、高齢者など情報が届きにくい層への効果的な対策を講じます。

・防災拠点施設の充実

「いずみスクエア」は、避難所としての機能とともに防災の拠点として施設周辺と合わせて一体で整備します。また、役場庁舎が被災した場合に災害対策本部として使用するための機能整備を図るとともに、大規模災害時の全庁的な避難拠点または地域の避難所として、災害の種類や被災規模に応じた運用を行います。

・支援受入体制の構築

防災協定を締結している自治体をはじめとした他の自治体からの支援や、災害時のボランティア

ア等をコーディネートする受入体制を構築します。また、災害が発生した際に速やかに町民同士の助け合い「互近助」ができるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいた訓練を実施します。

・効果的な災害協定の締結【施策7再掲】

防災協定を締結している自治体と日頃から具体的な災害を想定したシミュレーションを実施し、活動上の役割や目標を明確にすることを通じて、協定の実効性確保を図ります。また、地震等の大規模な災害に備え、遠隔地の自治体等との防災協定の締結を推進するとともに、食料品や日用品、避難所としての施設の提供等、民間事業者と支援内容に応じた協定の締結を推進します。

・大和川流域の総合治水対策

大和川上流部における立野・藤井地区をはじめとする河道掘削、約100万㎡の5か所の遊水地の早期整備とともに、気候変動による異常気象等への対応及び南海トラフ地震等により亀の瀬狭窄部の河道閉塞が発生したときの対策として、地下河川などの検討も含めた大和川水系河川整備計画の早期の見直しについて、引き続き、国に強く要望を行います。

また、県管理の葛下川における堤防嵩上げなどのバックウォーター(※)対策の検討も含めた大和川水系河川整備計画(曾我葛城圏域)の早期見直しについても、引き続き、奈良県に強く要望を行います。

※バックウォーター：本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる現象。




・内水出水浸水想定区域の指定

想定最大規模降雨を想定した「内水出水浸水想定区域図」を基に、「内水ハザードマップ」を作成し、浸水に対する円滑な避難行動や平時からの防災意識の向上に活用します。

・ため池防災減災事業

被災時に決壊し大きな被害が生じるおそれのある「防災重点ため池」について、危険性調査の結果、対策が必要と判定された箇所については、実施計画を策定し、計画的に補修・耐震工事や廃池工事を実施していきます。

役割分担

	<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄品や非常用持出袋の準備、家具等転倒防止器具等の設置を行います。 ● ブロック塀の点検を行い、危険なものについては撤去します。 ● 避難所や避難経路の確認を行います。 ● 勤務先での被災に備え、普段から帰宅経路等を確認しておきます。 ● 防災訓練や研修会等に積極的に参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。 ● 災害情報を積極的に収集します。 ● 災害時、ボランティア活動に積極的に参加します。
	<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関心を持ち、情報を共有し、定期的に防災訓練を実施します。 ● 地区防災計画を作成します。 ● 地域で「安全・安心メール」、「LINE」の普及啓発に努めます。 ● 自主防災組織の中心に防災士を位置づけることで組織の強化を図り、自主防災力を向上させます。 ● 避難所等の単位で、広域的な自主防災組織を設立し、防災訓練を実施するとともに、研修会等への積極的な参加を呼びかけます。 ● 災害時、ボランティア活動に積極的に協力します。
	<p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織への支援を行います。 ● 災害時、物資提供や人材派遣、情報伝達等が速やかに対応できるよう体制を整えます。



具体的施策 17 避難行動支援

関連する条例・分野別計画等 王寺町地域防災計画／王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例

目指す姿

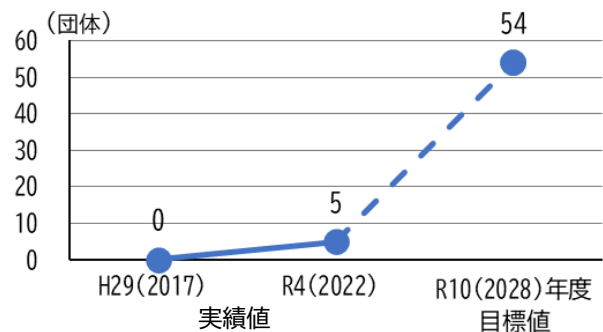
地域における共助のもと、災害発生時にすべての人が円滑かつ確実に避難できるまち

日頃から地域で避難行動要支援者の見守り活動が行われています。また災害発生時には、円滑な安否確認や避難誘導により、すべての人が確実に避難できる支援体制が構築されています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI8-2

「個別避難計画」を作成した団体数
[累計]



現状と課題

●避難支援のための環境整備

平成 25（2013）年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（※）（以下「要支援者」）の生命または身体を災害から守ることを目的に必要な措置を講ずるにあたり、基本となる名簿の作成が義務付けられました。

※避難行動要支援者：災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため、特に支援を要する人（75歳以上の一人暮らし高齢者、要介護（3～5）認定者、身体障がい者【1・2級】等）。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には要支援者本人の同意がなくても、自治会、民生児童委員協議会、消防団、自主防災組織等の避難支援等関係者（以下「支援者」）に対し、災害時名簿として名簿情報を提供できることとなっています。一方、災害時の円滑かつ迅速な避難支援につなげるためには、平常時から名簿に基づく見守り活動が重要です。本町では、平成 26(2014)年 12 月に「王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、支援者と協定を締結することで平常時から名簿を提供できる体制を構築しました。

要支援者個々の避難経路や避難先を定める「個別避難計画」の作成には、要支援者の同意のもと、支援者による平常時名簿の活用が不可欠ですが、個人情報の取扱いの難しさから、名簿の提供を希望する支援者が少ないのが現状です。

災害が発生した際、県内有数のターミナルである王寺駅周辺では、通勤・通学者、観光客等、帰宅することが困難になる人の発生が予想されることから、一時滞在するための施設の確保が必要です。町ではハ

ガードマップの英語版を Web で公表し、避難所の標識や誘導看板を全国標準の災害種別図記号（ピクトグラム）を使用したものへ更新しました。

また、福祉避難所として指定している「王寺町文化福祉センター」の設備、備品を整備するとともに、町内民間介護事業所との連携として、特別養護老人ホーム「てんとう虫」を運営する社会福祉法人と「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」を締結していますが、さらなる受入体制の充実を図ることが必要です。

具体的な取組

◆ 避難支援のための環境整備

・ 避難行動要支援者名簿の提供

「避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定」未締結の自治会・自主防災組織などに、避難行動要支援者名簿制度の趣旨や内容について説明を行い、理解を求めます。

・ 避難行動要支援者名簿活用に向けた働きかけ

日頃から支援者が提供した名簿を活用し、平常時からの見守り活動、災害時の避難支援等をより実効性のあるものにするため、自治会・自主防災組織などを対象に説明会を行い、名簿の活用の促進を図るとともに、「個別避難計画」の作成を支援します。

・ 実効性のある避難訓練の実施

地域の特性や実情を踏まえつつ、支援者が主体となって取り組む「個別避難計画」の作成を支援するとともに、避難訓練によって具体的な避難経路を確認する等、災害時に円滑かつ確実に避難できる体制づくりを推進します。

・ 支援者の確保

支援者の確保について、地域の実情に応じて、自主防災組織をはじめとしたさまざまな団体等に協力を呼びかけます。また、要介護者、障がい者等との関わり方をはじめとして福祉や介護に関する研修を実施し、支援者が確実な避難誘導を行えるよう支援します。




・ 帰宅困難者への支援

通勤・通学者、観光客等の帰宅困難者のため、町指定の避難所や商業施設等、一時滞在できる施設を確保するとともに、外国人観光客に向けて、避難案内看板を多言語で表記します。

・ 受入体制の整備

福祉避難所である「王寺町文化福祉センター」の介護設備・用品の充実を図るとともに、民間介護事業所を福祉避難所として使用することや、災害発生時の介護専門職員の派遣・確保に向けて、民間介護事業者と協定を締結します。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集手段の確認をします。 ●避難に必要なものを準備します。 ●避難訓練に参加します。 ●地域の避難支援関係等団体に協力します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」を締結し、見守り活動を通じて要支援者の状況を平常時から見守り、状況を把握します。 ●避難支援等に携わる協力者を確保し、「個別避難計画」を作成します。 ●避難所等の単位で、広域的な避難訓練を実施します。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練を実施します。 ●災害時に避難支援を行います。

具体的施策 18 消防・救急体制

関連する条例・分野別計画等

王寺町消防団の設置等に関する条例／王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

目指す姿

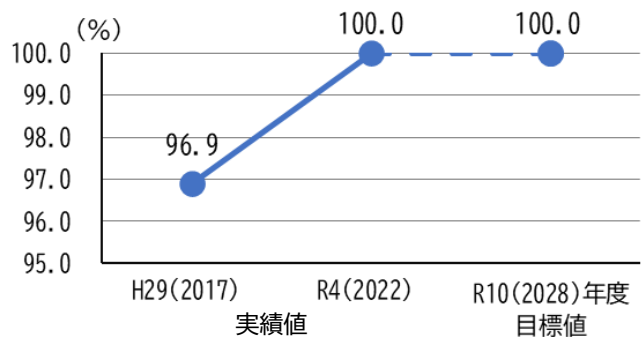
災害時に円滑な初期消火、救護活動ができる自主防災力の高いまち

消防団や自主防災組織の活動が活発に行われ、火災等災害発生時に、初期消火・救急救命活動等がすばやく、適切にできる、消防・救急体制が充実したまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

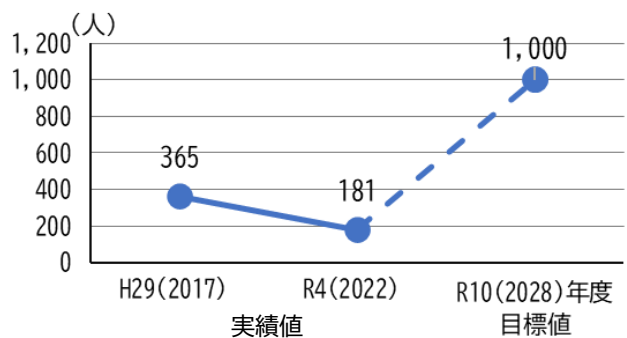
◆KPI8-3

王寺町消防団の定員(130人)に対する充足率



◆KPI8-4

救命講習会の年間受講者数



現状と課題

●消防体制

平成 26 (2014) 年、奈良県内 37 市町村で構成される奈良県広域消防組合が設立され、消防・救急体制の充実・強化が図られました。これまでの小規模な消防本部では、出動体制や保有する消防・救急車両、専門要員の確保等には限界がありましたが、町内で大きな火災や災害が発生した場合でも、県内広域から人員や車両が出動する体制になりました。しかし、今後、自然災害の多発、大規模災害の発生、高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加等が懸念され、これに対応できる消防体制の充実強化や町消防団との連携強化が求められています。

消防団は、普段それぞれの職業に就きながら、火災等発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動、救助活動を行う組織で、全国的に消防団員数が減少し、平均年齢も上昇しており地域の防災力の低下

が懸念されています。町では、令和4（2022）年度には定員の130名（内10名は女性消防団員）が任務に就いています。消防団には、多様な役割が求められており、引き続き、担い手の発掘や後継者の育成に向けて、自治会、商工会、町内企業等との連携を進める必要があります。

また、地域の防災訓練などで火災予防、消火活動及びAEDを用いた救急救命に関する講習によって、消防や救急に対する住民の意識高揚と知識の普及を図ることが必要です。

●救急救命体制

救急車を適正に利用しない事例が増加し、全国的に問題になっています。住民一人ひとりが、不要不急の救急車の利用を控える必要があります。

具体的な取組

◆ 消防体制の強化

・奈良県広域消防組合と王寺町消防団の連携強化

合同消火訓練や資機材を使用した合同救助訓練の実施を促すことで消防力の強化を図ります。また、大規模災害発生時には迅速な初動体制がとれるよう働きかけを行います。

・消防団員の確保

消防団員が地域の活動へ積極的に参加し、広く一般の住民と交流を図ることで、その活動をPRするとともに、消防団員の確保に向け、自治会、町内企業等の協力のもと、人材の選出等、引き続き協力を依頼します。

・女性消防団員による高齢者宅訪問

女性消防団員によるひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問の実施を検討します。

・火災予防や救急救命に関する啓発活動に対する支援

自治会や各種団体に救急救命講習の必要性を周知するとともに、自主防災組織や消防団員による火災予防啓発活動及び消火訓練、応急手当、AEDの使用方法等に関する救命講習の実施を支援します。

・「やわらぎキット」の普及啓発・更新

広報紙等による定期的な紹介や、新任の自治会長に対する趣旨説明等を通じて、「やわらぎキット」の普及啓発を行います。また、自治会長の協力のもと、新たな設置希望者への「やわらぎキット」の配布や、既に設置している人に対して「救急医療情報シート」の定期的な内容更新を促します。




◆ 救急救命体制

・救急車の適正利用等

救急車が適正に利用されるよう、また、適切な受診行動がとれるよう防災訓練等住民が集う場を

活用しながら、「奈良県救急安心センター相談ダイヤル(#7119)」、「こども救急電話相談(#8000)」の更なる啓発に取り組みます。

役割分担

 <p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火の取扱いに細心の注意を払います。 ●住宅用火災報知機や消火器を設置するとともに、定期的な点検・交換を行います。 ●消防団活動に協力します。 ●初期消火に努めます。 ●救急救命講習会に積極的に参加し、応急手当やAEDの使用方法を身につけます。 ●「やわらぎキット」を活用し、万一来に備えます。 ●救急車の適正な利用に努めます。
 <p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団活動に協力します。 ●地域で消防団員の確保に努めます。 ●初期消火に努めます。 ●自主防災組織で救急救命講習会を実施します。 ●地域ぐるみで見守り活動を行います。 ●「やわらぎキット」の普及啓発・更新に努めます。
 <p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練を実施します。 ●AEDを設置します。 ●消防団活動に協力します。



具体的施策 19 防犯・交通安全

関連する条例・分野別計画等

目指す姿

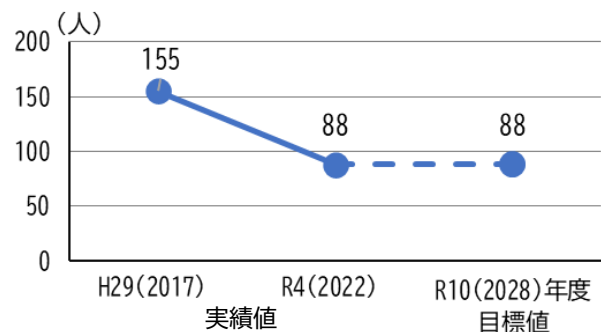
地域の力で犯罪や交通事故を未然に防ぐまち

住民・警察・行政が連携し、犯罪や交通事故を防ぐため、設備・施設の充実や知識の普及、情報の共有に一体となって取り組むことで犯罪や交通事故を未然に防ぐまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

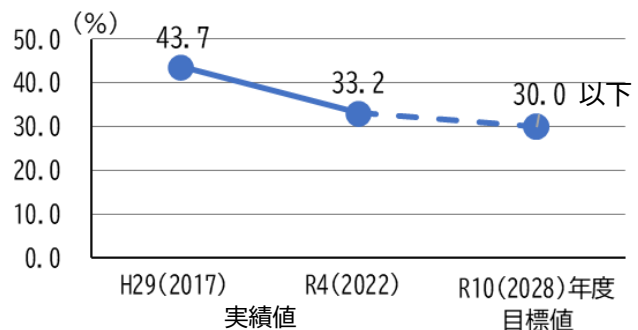
◆KPI9-1

刑法犯年間認知件数（延べ）※



◆KPI9-2

町内で発生した交通事故のうち
高齢者が関係した事故の割合 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●防犯対策

刑法犯年間認知件数は減少傾向がみられますが、犯罪による被害を未然に防ぐとともに、地域の安全に対する関心を高めるため、地域ぐるみの防犯活動を活性化させることが必要です。令和3(2021)年1月には、わんわんパトロール活動「雪丸隊」を発足したほか、青色防犯パトロールや老人子ども110番の家など、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また引き続き、犯罪抑止・防止のため、防犯カメラの設置が必要です。

商品・サービスやその販売形態の多様化に伴い、架空請求や、振り込め詐欺、フィッシング詐欺など、犯罪の手口は巧妙化・深刻化しており、個人の知識や経験だけでは対応が困難であることから、被害を未然に防止するための対策が必要です。高齢者を対象とした特殊詐欺を未然に防止するため、防犯電話購入への助成にも取り組んでいます。

●交通安全対策

交通安全意識の向上について、子どもや高齢者が事故に遭わない、事故を起こさないように両方の観点からの交通安全対策のほか、継続的な啓発活動により交通安全についての意識を高める必要があります。

交通安全設備の整備について、カーブミラー、路面標示、道路標識等の計画的な点検と補修、更新が必要です。また、歩行者や自転車の安全な通行を守るため、生活道路を通行する自動車の速度抑制や、幹線道路の抜け道になっている生活道路の通過抑制を図るなど、交通状況に応じた安全対策を検討する必要があります。

また、道路交通法の改正により令和5(2023)年4月から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

具体的な取組

◆ 防犯対策

・地域防犯活動の促進

「青色防犯パトロール」や「老人こども110番の家」、「あいさつ+1(プラスわん)運動」を継続するとともに、西和地区防犯協議会の地域安全推進委員による防犯に関する活動への支援を通じて地域の連携を強化し、安全安心なまちづくりを促進します。

・防犯カメラの設置

地域における自主的な防犯活動の促進及び犯罪抑止のため、自治会が自主的に整備する防犯カメラについて必要な支援を行います。

・消費生活トラブルの未然防止

悪質な訪問販売をはじめとした消費者被害への対策として、広報紙等で具体例を周知するとともに、相談窓口の開設に引き続き取り組みます。また、高齢者、障がい者その他の消費生活上、特に配慮を要する消費者の消費者被害防止を図るため、県内の高齢福祉関係団体、障がい福祉関係団体その他の関係団体と行政機関で構成された「奈良県見守りネットワーク(奈良県消費者安全確保協議会)」と連携し、特殊詐欺被害の防止に向けた取組を推進します。

◆ 交通安全対策

・交通安全活動の促進

「交通安全協会」や「交通安全母の会」が行う事業や諸活動を支援するとともに、子どもたちの登下校を見守る「見守りボランティア」の活動を推進し、交通事故を未然に防ぐまちづくりを促進します。

・高齢者に関する交通安全対策

高齢者が関係する交通事故を減少させるため、交通ルール・交通マナーについて広報紙等を通

じて啓発を行うとともに、警察と連携し、車両や歩行者の通行量が多い道路において、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進します。また、高齢ドライバーによる事故を未然に防止するため、「高齢者運転免許自主返納支援制度」について窓口や広報紙等を通じて啓発を行うことで、利用を促進します。




・ **自転車用ヘルメット着用の普及**

自転車による交通事故による被害の軽減のため西和警察や関係機関と連携し、ヘルメット購入助成などにより自転車用ヘルメットの着用を促進します。

・ **交通安全施設の点検、新設及び補修**

町内全域のカーブミラーの一斉点検を行い、緊急性、必要性に応じて計画的な補修とともに、定期的な道路パトロールで発見した破損箇所の補修を行います。また、交通安全施設の新たな設置要望や事故多発等の問題がある箇所について、迅速に対策を講じます。

役割分担

 <p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪被害に遭わないよう、防犯意識を高めます。 ● 「あいさつ+1(プラスわん)運動」や「わんわんパトロール活動」に積極的に取り組みます。 ● 消費生活に関する知識や情報を取得します。 ● 交通ルール、交通マナーを守ります。 ● 交通安全施設や交通安全対策について気づいたことがあれば行政に伝えます。
 <p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青色防犯パトロールや「あいさつ+1(プラスわん)運動」を推進します。 ● 防犯カメラを設置します。 ● 道路等における危険箇所を把握し、適正な対応を要望します。 ● 交通安全施設や交通安全対策についての地域における意見を集約し課題等を行政に伝えます。 ● 消費生活に関することについて啓発を行います。
 <p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通ルール、交通マナーについて啓発を行います。 ● 従業員の安全運転教育に取り組みます。